

2. 実施施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

施策を実施するにあたっては、内容、段階に応じ効果的な市民参画が可能となるような方法を採用することが重要であり、その一段階として施策へ反映させるために市民の意見を求めたものを集計した。

「パブリックコメント^(※1)を行った施策」が6施策、「アンケートを実施した施策」が45施策、「市民提案・企画・論文等を公募した施策」が4施策、「公聴会・広聴会（タウンミーティング等）^(※2)・ヒアリング等を実施した施策」が7施策、「市長へのはがき、Eメール等」が2施策、「その他」が8施策となっている。

パブリックコメントについては、平成24年度年次報告と比較すると、18施策から6施策へ、12施策の大幅な減少となり、応募総数についても、24年度の70件から55件へと減少した。

市民の意見を把握する手法としては、アンケートの実施が24年度に引き続き大きなウェイトを占めており、実施施策数は44施策から45施策とほぼ変わらないものの、回収数については、25,352件から21,175件へ4,177件の減少となっている。

一方で、市民提案・企画・論文等を公募した施策が3施策から4施策へ、公聴会・広聴会（タウンミーティング等）・ヒアリング等を実施した施策が3施策から7施策へそれぞれ増加している。これは各実施機関が市民の意見を把握する手法として、様々な市民参画の方法を取り入れたことによるものであり、特に公聴会・広聴会・ヒアリング等の手法の増加は、直接的な意見収集の場を積極的に採用していることがうかがえる。

今後においても、実施機関である市は、これらの手法のうちの一つ又は複数の手法を組み合わせ、効果的な市民参画を実施することが必要である。

■実施施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

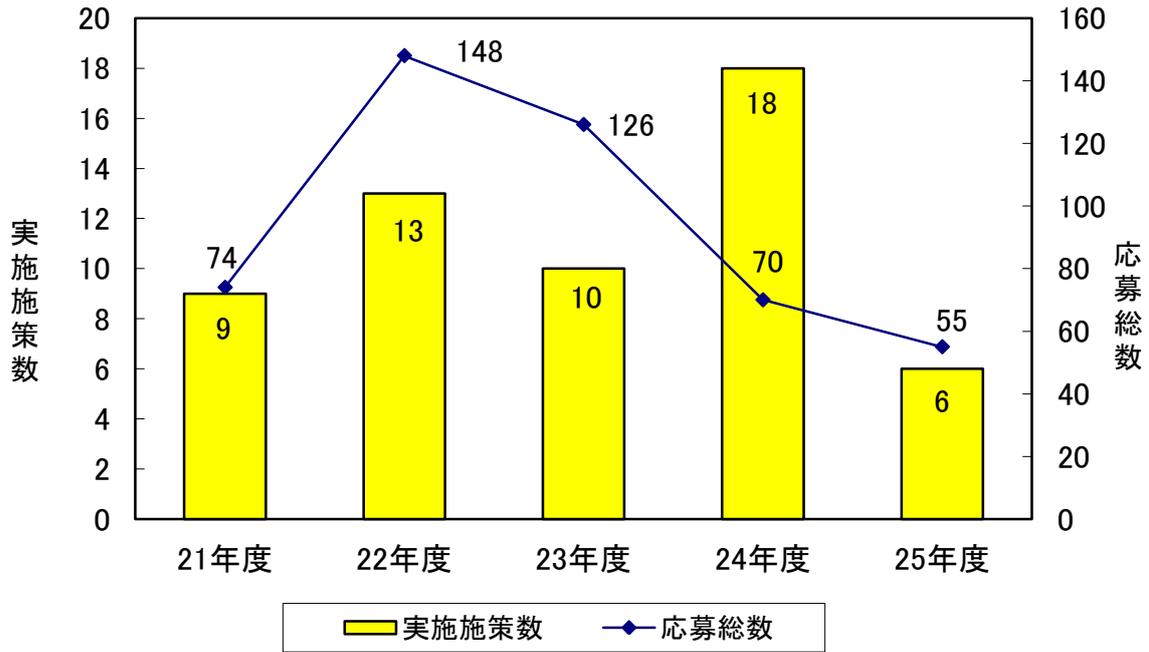
項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
パブリックコメント	9	13	10	18	6
アンケート	35	34	46	44	45
市民提案・企画・論文等の公募	1	1	1	3	4
公聴会・広聴会・ヒアリング等	2	1	1	3	7
市長へのはがき・Eメール等	3	3	3	2	2
その他	2	3	4	8	8
計	52	55	65	78	72

(※1) パブリックコメント：下関市市民協働参画条例において例示されている市民参画の手法の1つであり、市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続。

(※2) 公聴会：あるテーマについて行政主導で多様な市民意見を聴く公開の場として設定されるもので、主として法律や条例に基づき開催される。

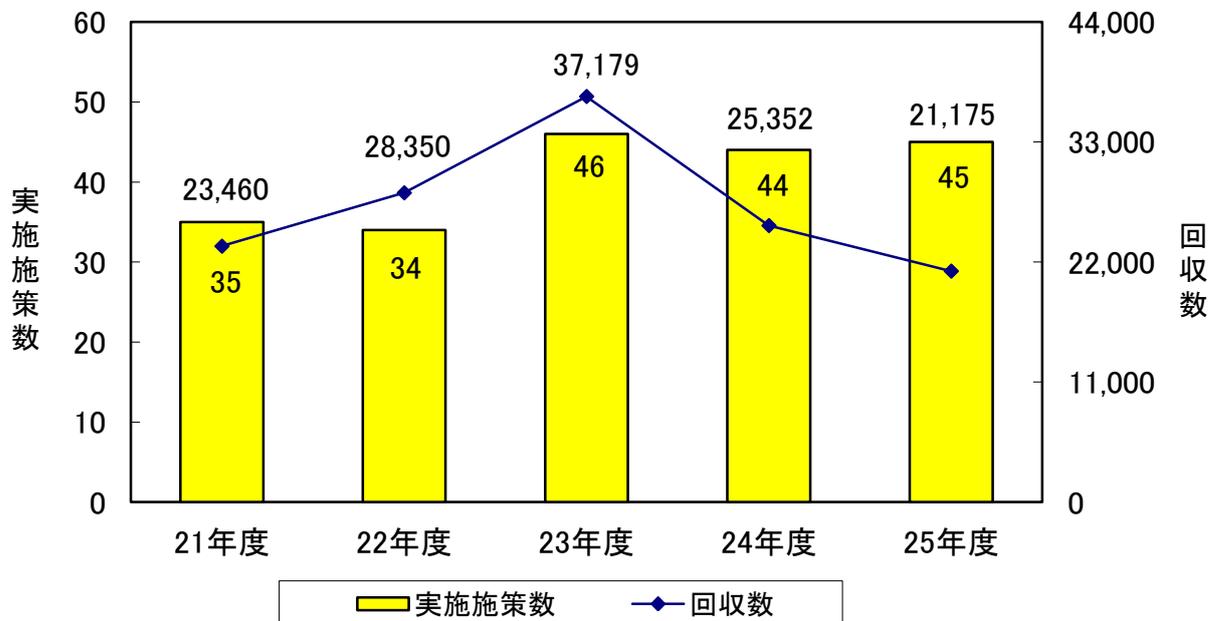
広聴会：地域住民の意見、要望等を計画策定や施策実施に反映させるため、市民と行政との間で、直接対話をする場として設定されるもの。

■パブリックコメントの実施状況



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施施策数	9	13	10	18	6
応募総数	74	148	126	70	55

■アンケートの実施状況



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施施策数	35	34	46	44	45
回収数	23,460	28,350	37,179	25,352	21,175